

関係者の皆様にご理解いただきたいこと

先般、当委員会から「病院に勤務する医師の皆様にご理解いただきたいこと」（平成30年3月9日付）と題した文書（以下、「旧文書」という。）をお示ししましたが、その後、当委員会において判例及び行政解釈について研究した結果、旧文書の一部に誤解を招く表現を認めたため、以下の通り改訂致します。

なお、当委員会においては、引き続き医療事故をとりまく法的論点の検討を深め、その成果を踏まえ、本文書を随時加筆・改訂し、関係者の皆様にわかりやすい形で発信する予定です。また、患者の皆様やご家族、行政機関、捜査機関の方にもお読みいただきたいという趣旨から、題名を「関係者の皆様にご理解いただきたいこと」と改めました。

- 1 都立広尾病院事件最高裁判所判決（平成16年4月13日）は、医師法第21条について「死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当」と判示しているところ、「死体外表に異常所見を認めない場合には、いかなる場合においても医師法21条に基づく届出義務がない」と解釈することについては、様々な意見があることを承知している。当委員会としては、医師は、薬物中毒、熱中症、溺水など死体外表に異常所見を認めない事例であっても、所轄警察署に届け出るべきと考える。なお、当委員会としては、本判決については、日本国憲法38条1項が保障する自己負罪拒否権との関係上、さらなる議論が必要と考える。
- 2 旧文書においては「院外心停止で搬入されるなど死因が分からない症例は、外表の異状を認めなければ医師法21条で定義される届出義務は存在しない」「医師法21条を根拠に警察へ医療事故を届出るとする従前の解釈は既に撤回されている」という記載をしているが、これは文書発表当時における当委員会の理解を述べたものである。しかしながらそれらのような行政解釈は示されていないことに加えて、当委員会としては、2000年代に捜査機関により行われた不適切な医療現場への介入が本質的な問題であると考えており、捜査機関が医療事故の捜査を行う際は、臨床医学の専門家の意見を踏まえるとともに、医療行為に内在する不確実性を考慮しつつ、医療事故調査制度や地域の医療提供体制に悪影響を与えることがないよう十分な配慮がなされるべきであると考えている。

平成31年2月8日

全国医学部長病院長会議
大学病院の医療事故対策委員会